

議案第40号

千代田区教育委員会事務局文書専決規則の一部を改正する規則

千代田区教育委員会事務局文書専決規則（昭和27年千代田区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
	教育委員会 (議決)	教育長 (甲)	部長 (乙)	課長 (丙)		教育委員会 (議決)	教育長 (甲)	部長 (乙)	課長 (丙)
(2)	事務事業の基本的な方針及び重要な計画の設定、変更又は廃止に関すること。	方針の確定している事務事業の計画の設定、変更又は廃止に関すること(重要な計画に関することは除く)。	計画の確定している事務事業の執行に関すること。		(2)	事務事業の基本的な方針及び計画の設定、変更又は廃止に関すること。	方針の確定している事務事業計画の設定、変更又は廃止に関すること。	計画の確定している事務事業の執行に関すること。	
(7)		部長又はこれに準ずる職にある者(以下「部長等」という。)の服務に関すること。	課長又はこれに準ずる職にある者(以下「課長等」という。)の服務に関すること。	所属職員の服務に関すること。	(7)		部長又はこれに準ずる職にある者(以下「部長等」という。)の出張及び服務に関すること。	課長又はこれに準ずる職にある者(以下「課長等」という。)の出張、研修、欠勤及び休暇(公民権の行使及び育児時間の利用を含む。以下同じ。)に関すること。	所属職員の出張、研修、欠勤、休暇、超過勤務、休日勤務及び勤務を要しない日の振替えに関すること。
(8)		学校長の服務に関すること。			(8)		学校長の出張及び服務に関すること。		
(9)	委員会規則及び訓令に関すること。	軽易な訓令改正に関すること。			(9)	委員会規則及び訓令に関すること。			
(16)	審査請求の裁決及び重要な訴訟に関すること。	審査請求(裁決を除く。)及び訴訟に関すること(重要な訴訟に関することを除く)。			(16)	審査請求の裁決及び重要な訴訟に関すること。	審査請求(裁決を除く。)及び訴訟に関すること。		

備考

- 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。